

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、安心安全な都市づくりを進める必要がある。このため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法第3条、第16条）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等※において、武力攻撃事態等※における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法※」という。）その他の法令、政府の策定する「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針※」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画※」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置※」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（法第35条）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項（法第35条）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】

- ①市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ②市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ③国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥その他、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等※への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態※への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し（法第35条）

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会※の意見を尊重とともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続（法第35条、第39条）

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等※における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

資料編（9－1 「魚津市国民保護協議会条例」）

（9－2 「魚津市国民保護協議会委員名簿」）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等※においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条）

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関※及び関係指定地方公共機関※と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法第4条）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織※等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第7条）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（警報、避難の指示及び緊急通報※の放送）については、放送の自立を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等※の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法※の的確な実施（法第9条）

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法※の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害※から保護すべきことに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

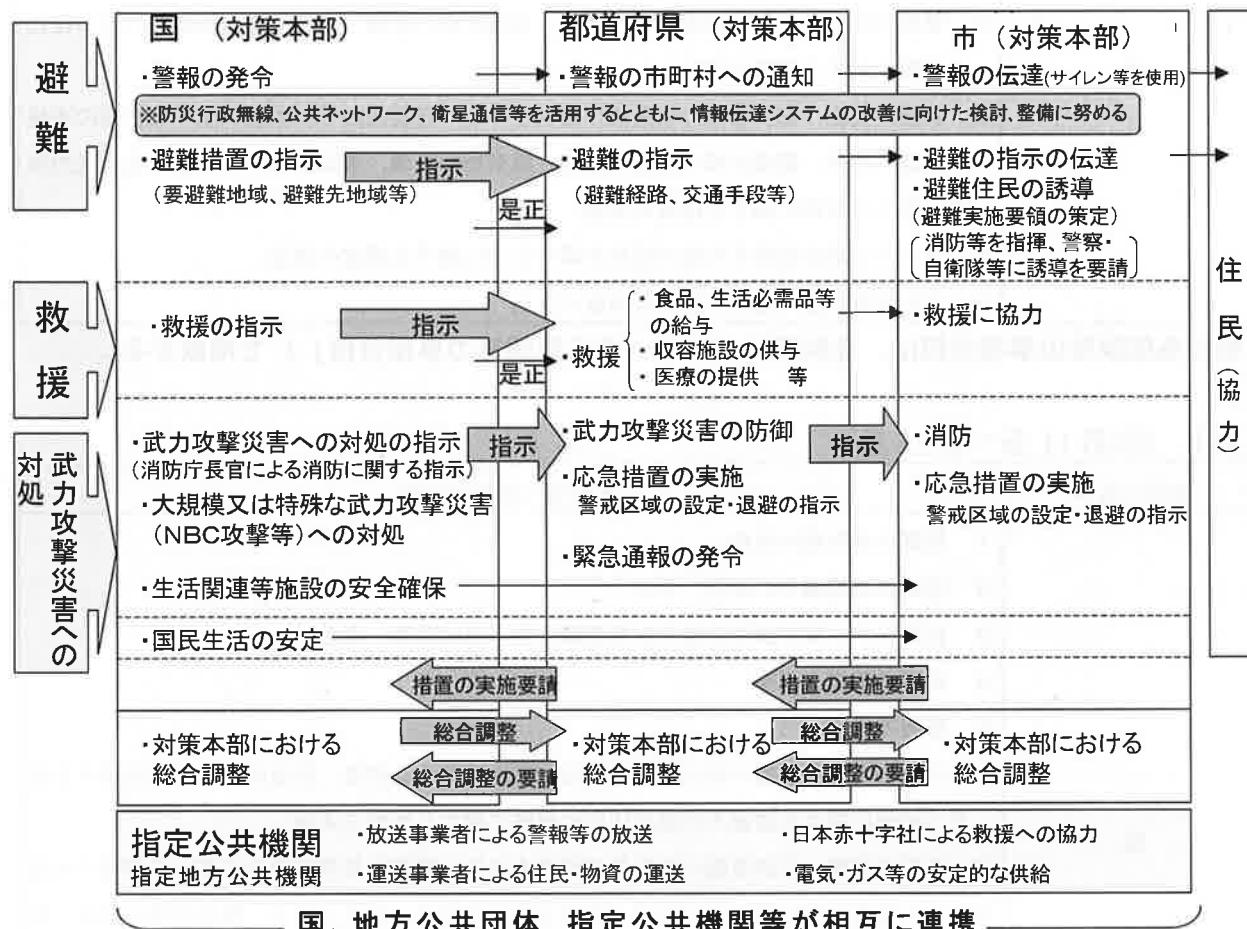
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関と円滑に連携するため、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関※並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】（法第16条～第20条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領※の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

市の各部課等の事務分担は、資料編（1－1「市各部課等の事務分担」）で掲載する。

【県】（法第11条～第15条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報※の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施10 交通規制の実施11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（法第 10 条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
北陸財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 2 救援物資の円滑な供給の確保
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 2 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する道路調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部 (伏木海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設※の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

中部地方環境事務所	1 有害物質の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 避難施設の武力攻撃災害に対する防護性の向上等に係る技術的な助言 2 都道府県対策本部への職員の派遣 3 所管財産（防衛省行政財産）の使用等に関する連絡調整

【自衛隊】（法第 15 条、第 20 条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等※における侵害の排除
海上自衛隊	2 武力攻撃事態等※における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
航空自衛隊	

【指定公共機関】（法第 21 条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報※の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資※の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設※における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
郵便事業株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援の協力 2 外国人安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

事業者名は、資料編（8－1「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

【指定地方公共機関】（法第 21 条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報※の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資※の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理

事業者名は、資料編（8－1「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

2 関係機関の連絡先

国の関係機関（指定行政機関※・指定地方行政機関・自衛隊等）、県、市、市町村消防機関の連絡先は、資料編（8－2「関係機関の連絡先一覧」）で掲載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について次のとおり整理する。

(1) 地形

魚津市は、富山県の北東部に位置し、北と東は黒部市、南は上市町、西は滑川市に接しており、北西部は富山湾に面している。

片貝川、角川、早月川によって形成された扇状地に、南東から北西に向かって細長く展開する本市が位置しており、面積は 200.63 km²である。

本市の南東部は、最大標高 2,415m に達する山岳地帯で立山連峰に連なり、市域の約 7 割が標高 200m 以上の山地である。

また、富山湾に面する海岸線の延長は約 8 km あり、比較的平坦だが、海底は急傾斜による一大深層を形成している。

資料編（2-1 「市の地図」）

位 置		広 さ		面積・海岸線・標高	
北緯	東経	周囲	77.9km	面積	200.63 km ²
36° 40' 7" ~ 36° 51' 26"	137° 23' 9" ~ 137° 36' 54"	東西	20.4km	海岸線	8.18km
		南北	21.1km	標高(最高)	2,415m

単位 : km²、%

区分	総数	0~ 100m未満	100~ 200m	200~ 400m	400~ 1,000m	1,000m 以上
面積	200.63	36.89	21.32	33.96	56.82	51.64
構成比	100.0	18.4	10.6	16.9	28.3	25.8

(2) 気候

資料編（2-2 「魚津市の気候」）

(3) 人口分布

魚津市の人口は、昭和 60 年をピークに年々減少しており、平成 22 年 4 月現在 45,121 人となっている。一方、世帯数は年々増加しており、16,304 世帯である。

地区別人口は、大町、村木、上中島、松倉、上野方、片貝、経田、西布施地区が減少傾向、下中島、本江、加積、道下、天神地区が横ばい傾向を示している。特に大町、村木地区の減少が著しい。

人口集中（D I D）地区は、大町・村木の全城、下中島、本江、加積、道下の一部が該当している。

資料編（2-3 「魚津市の人口分布、人口集中地区」）

(4) 道路の位置等

市内の主要幹線道路は、ほぼ南北に縦断している北陸自動車道及び国道8号線を軸に、主要地方道富山魚津線、魚津生地入善線、富山立山魚津線、金山谷田方町線、石垣魚津インター線、宇奈月大沢野線の6路線で構成されている。これに、一般県道14路線、市道1,234路線及び新川広域農道を加えて、市内道路網が整備されている。（平成21年4月1日現在）

道路の舗装率は、国道が100%、県道が97.0%、市道が93.4%（平成21年4月1日現在）と、すべて9割を超えている。

資料編（2-4 「幹線道路網図」、2-5 「道路整備状況」）

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR北陸本線及び富山地方鉄道がほぼ南北に走っており、市内にはJR魚津駅をはじめ、富山地方鉄道4駅（西魚津駅、電鉄魚津駅、新魚津駅、経田駅）がある。

港湾は、地方港湾魚津港（北地区、南地区）があり、北地区は700D/W(t)クラスの船舶が寄港可能である。また漁港は、経田漁港があり、第2種に区分されている。

資料編（2-6 「鉄道、駅舎、港湾等の位置」、2-7 「港湾・漁港施設の現況」）

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態※及び緊急対処事態※を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、武力攻撃※が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、基本指針※及び県国民保護計画においては以下の4類型が示されている。

類型	想定
着上陸侵攻※	<p>特徴</p> <p>① 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態※において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>③ この攻撃に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラ※や特殊部隊※による攻撃	<p>特徴</p> <p>① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、鉄道、橋りょう、ダム、石油コンビナート施設などに対する注意が必要となる。</p> <p>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類</p>

	<p>によっては、二次被害の発生も想定され、例えばダムや石油コンビナートが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、以下「ダーティボム※」という。)が使用される場合がある。</p>
	<p>留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む)と都道府県、都道府県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適切な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報※の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃※	<p>特徴</p> <p>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。また、NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、窓等の目張りをするなどの対応が必要となる場合がある。</p>
航空攻撃※	<p>特徴</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>② 航空攻撃を行う側の意図及び爆薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>

留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設※に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

【N B C攻撃※の場合の対応】

武力攻撃事態においては、N B C兵器を使った攻撃も考えられる。

兵 器	想 定
N (核兵器)	<p>被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、その後は、中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線）によって、爆心地周辺において被害をもたらす。放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。・放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none">・避難は、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤※の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。・汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要となる。
B (生物兵器)	<p>被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明

	<p>したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要となる。
C (化学兵器)	<p>被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染※し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要となる。 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、基本指針及び県国民保護計画においては以下の事例が示されている。

1 攻撃対象施設等による分類

分 類	想 定
危険性を内 在する物質 を有する施 設等に対す る攻撃が行 われる事態	<p>事態の例</p> <p>石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊</p> <p>被害の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路

	<p>の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。</p> <p>③ ダムが破壊された場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
<p>多数の人が 集合する施 設、大量輸送 機関等に対 する攻撃が 行われる事 態</p>	<p>事態の例</p> <p>大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</p> <p>被害の概要</p> <p>大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>

2 攻撃手段による分類

分 類	想 定
<p>多数の人を 殺傷する特 性を有する 物質等によ る攻撃が行 われる事態</p>	<p>事態の例</p> <p>ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</p> <p>被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害等 ・放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・発症するまでの潜伏期間に感染者の移動により、散布が判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ・経口だけでなく皮膚からも吸収され、神経に障害を起こす。殺傷能力が非常に強い。 ④ 水源地に対する毒素等の混入 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の摂取による人的被害、農作物等への被害

<p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p>	<p>事態の例 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
--	--

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課等における平素の業務（法第41条）

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

2 市職員の参集基準等（法第41条）

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等※に対処するために必要な職員が迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、宿日直者との連絡体制の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定※前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		②
事態認定※後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

◎どの体制を整えるかの判断は、市長が行うものとする。

(4) 職員への連絡手段の確保等

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

市対策本部長、市対策副本部長の代替職員については、以下の順位による。

①市長（市対策本部長）

②副市長、教育長（市対策副本部長）《①が不在等で連絡が困難な時》

③企画総務部長（本部員）《①、②が不在等で連絡が困難な時》

④消防長（本部員）《①、②、③が不在等で連絡が困難な時》

⑤他の部長（本部員）《①、②、③、④が不在等で連絡が困難な時》

なお、⑤以下の代替職員については、次席の職員をもって充てることとする。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参考した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交替要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署（以下「消防本部等」という。）は、市における参考基準等と同様に、消防本部等における初動体制を整備するとともに、職員の参考基準を定める。その際、市は、消防本部等における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことのかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部等における参考基準等を参考に、消防団員の参考基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等（法第6条）

（1）国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等※が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る主な手続きは以下のとおり。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）	企画総務部 財政課
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）	
	土地等の使用に関すること。（法第82条）	
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）		企画総務部
訴訟に関すること。（法第6条、175条）		総務課

（2）国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、魚津市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等※が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 関係機関の連絡先等の把握

市は、平素から、関係機関の連絡先担当者等の把握に努める。

(2) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等※への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(3) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画※との整合性の確保を図る。

(4) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等（法第3条）

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編（8-2 「関係機関の連絡先一覧」）

(2) 県との情報共有（法第3条）

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法第35条）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国

民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携（法第3条）

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携（法第3条）

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

資料編（8－2「関係機関の連絡先一覧」）

(2) 消防機関の連携体制の整備（法第3条）

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C 災害対応可能部隊数やN B C 災害対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

資料編

（3－1「消防体制等の概況」、3－2「消防本部・署及び消防団の現況」、
3－3「救助活動のための機械器具等の保有状況」、3－4「NBC 災害対応資機材保有状況」）

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握（法第3条）

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編8－2「関係機関の連絡先一覧」に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定一覧】

協定名称（協定先）	締結年月日	応援の内容	手續
災害時相互応援協定 (石川県七尾市)	平成9年5月14日	救援、給水、物資調達・輸送、施設の提供、ボランティアの斡旋等	市が要請もしくは協定市の自主判断
災害時相互応援協定 (長野県飯山市)	平成9年5月19日	救援、給水、物資調達・輸送、施設の提供、ボランティアの斡旋等	市が要請もしくは協定市の自主判断
災害時相互応援協定 (新潟県十日町市)	平成9年5月21日	救援、給水、物資調達・輸送、施設の提供、ボランティアの斡旋等	市が要請もしくは協定市の自主判断
災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定（魚津市内郵便局）	平成9年11月13日	災害特別事務、施設及び用地の提供、情報の相互提供	相互に協力要請
災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定（魚津市農業協同組合）	平成14年2月27日	災害時における、米、食料品、その他物資の調達	市が要請
災害時における応急対策業務に関する協定 (魚津建設業協会)	平成14年2月27日	災害時における資器材の調達及び応急対策工事	市が要請
魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定(㈱新川インフォメーションセンター)	平成17年11月2日	緊急放送を通じて、災害情報の提供を行う。	市が要請もしくは緊急割込
災害時等における応急活動の協力に関する協定 (魚津市管工事業協同組合)	平成18年3月31日	水道施設が被災した場合等における応急給水・応急復旧	市が要請
災害時における物資供給に関する協定 (NPO法人コメリ災害対策センター)	平成18年12月1日	災害時における生活関連物資等の調達	市(災害対策本部)が要請
災害時における情報収集及び伝達に関する協定 ((社)日本アマチュア無線連盟魚津クラブ)	平成19年6月26日	災害時における災害情報の収集及び伝達	市が要請
災害時における救援物資提供に関する協定(北陸コカ・コーラボトリング(株))	平成19年6月26日	災害時における救援物資(飲料水)の提供	市(災害対策本部)が要請
災害時における生活必需物資の調達に関する協定 (㈱大阪屋ショッブ)	平成19年10月11日	災害時における生活必需物資の調達・運搬	市が要請
市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定（魚津市電設協会）	平成19年11月16日	災害時における市有建築物の応急点検及び応急対策工事	市が要請
災害時における緊急用燃料の供給に関する協定 ((社)富山県エルピーガス協会魚津支部)	平成19年11月16日	災害時における避難所等へのLPGガス等の供給	市が要請

災害時における応急対策活動に関する協定((財)北陸電気保安協会)	平成21年4月21日	災害時における電気施設等の応急復旧活動	市が要請
災害時における飲料水の供給に関する協定(サントリーフーズ㈱・北陸ペプシコーラ販売㈱)	平成21年5月26日	災害時における飲料水の供給	市(災害対策本部)が要請

5 自主防災組織等に対する支援（法第4条）

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織の資機材の整備に対し支援し、自主防災組織が自発的に行う訓練を促進する。

【自主防災組織の現況】

(平成22年4月1日現在)

管内世帯数 A	自主防災組織数				隊員数	組織されている 地域の世帯数 B	組織率 B/A
	町内会	小学校区	その他	計			
16,304	26	13		39	1,394	16,304	100.0%

資料編（8-3「自主防災組織一覧」）

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社富山県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等※においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

【婦人防火クラブの現況】

(平成22年4月1日現在)

概要 団体名	地域	人員数
升方婦人防火クラブ	農山村地域	15
坪野婦人防火クラブ	農山村地域	20

【魚津市赤十字奉仕団の現況】

(平成22年4月1日現在)

概要 団体名	団員数	主な事業内容
魚津市赤十字奉仕団	84名	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者訪問 ・各種講習会の開催 ・献血協力 ・魚津市防災訓練への参加 ・海外助け合い募金の実施

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等※において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

資料編（4－1「北陸地方非常通信協議会名簿」）

(2) 非常通信体制の確保にあたっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの複数ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時における体制を活用するとともに、以下の事項に留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【施設・設備面】

- ①非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数ルート化、衛星携帯電話※の整備等）に努める。
- ③防災行政無線※の整備を推進するなど、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

【運用面】

- ①夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制を整備する。
- ②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。
- ③通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
- ⑥担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を構築する。
- ⑦国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備に努める。

(3) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等※における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系防災行政無線※を適切に管理するとともに、デジタル化の推進に努める。

【防災行政無線設置状況】

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

同報無線												移動無線						
設置場所別装置数				勤務時間外の伝達				局数				戸別受信機配置形態		基 地	中 繼 局	形態別		
親局		遠隔制御機		操 作			親 局	中 繼 局	同報子局		全 戸 別 受 信 機 付 ク	一 部 設 置	数 量	車 載	可 搬	携 帶		
市 役 所	消 防 本 部	市 防 本 部	消 防 本 部		市 作 役	消 防 本			屋 外 拡 声 子	機 ア ン サ 能 バ ッ ク								
1			1	1		1	1		8	8	100			1	1	18	2	1

資料編（4-2 「同報系防災行政無線子局配置図」）

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等※において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

このため、富山県と連携を図ることにより、富山県総合防災情報システム※や県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム※からの情報等を活用して、迅速な情報収集・連絡を行う。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、富山県総合防災情報システム等を活用し、情報セキュリティー等に留意しながら情報の共有に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備（法第9条、第47条）

(1) 警報の伝達体制の整備（法第9条、第47条）

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者等に対する伝達に配慮する。

また、外国人については関係団体、外国人研修生受入企業等の把握に努め、協力体制を構築する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃※に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が

衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線※を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備されている。魚津市においても、同システムに対応した体制の整備に努める。

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等※において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との連携を図る。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第48条）

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

資料編（5－1 「大規模小売店舗の概要」）

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条）

(1) 安否情報の種類及び報告様式（法第94条）

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等※における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号によりそれぞれ情報の収集を行うとともに、第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

資料編（11－2 「安否情報報告書様式」）

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様） |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） |
| ⑥ 国籍 |
| ⑦ その他個人を識別するための情報 |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病的状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答（①～⑪）についての希望の有無 |
| ⑬ 知人への回答（①⑦⑧）についての希望の有無 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑪）についての同意の有無 |
| 2 死亡した住民
(上記①～⑦に加えて) |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑯ 遺体が安置されている場所 |
| ⑰ 連絡先その他必要情報 |
| ⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答（①～⑦、⑮～⑰）についての同意の有無 |

（2）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法第94条）

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（法第126条、第127条）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編（11－5「被災情報報告書様式」）

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等※における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県職員研修所、市町村職員研修機構、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織※のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

▽ 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

▽ 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法第42条）

（1）市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなど、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等※における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、地域の特性を考慮しつつ具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

（2）訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

（3）訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会や自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項（法第62条）

（1）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設※のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 人口分布
- 道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設※等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
(消防本部の所在地、消防本部の装備資機材のリスト等)
- 災害時要援護者※リスト

資料編

(2-1 「市の地図」、2-3 「魚津市の人口分布、人口集中地区」、
2-4 「幹線道路網図」、5-2 「運送に関する資料」、5-3 「避難施設リスト」、
5-4 「備蓄物品等の状況」、8-4 「町内会一覧」、8-3 「自主防災組織一覧」、
8-2 「関係機関の連絡先一覧」)

（2）隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者※リストを活用するなどして、災害時の避難誘導の体制づくりに向けて、自主防災組織等との連携を図りながら行う。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成（法第 61 条）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領※のパターンをあらかじめ作成する。

資料編（5－5 「避難実施要領のパターン」）

3 救援に関する基本的事項（法第 76 条）

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、区域内の収容施設※、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備するとともに、避難に関する取組みと並行して、関係機関との連絡体制を確保する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 避難所（長期避難住宅を含む）及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 火葬場等のリスト

資料編（5. 「避難及び救援に関する資料」）

(2) 県との調整（法第 76 条）

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法第 71 条、第 79 条）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を円滑かつ迅速に実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

資料編（5－2「運送に関する資料」）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等※における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設※の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設※の把握等

【生活関連等施設について】

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）のこと。

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）を参考に、その管理に係る施設の安全確保措置の実施のあり方について検討する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所（最大出力5万キロワット以上）、変電所（使用電圧10万ボルト以上）	経済産業省
	2 号	ガス工作物（ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー）	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（10万立方メートル/日以上）	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設（利用者10万人/日以上）	国土交通省
	5 号	電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備	総務省
	6 号	国内放送を行う放送局の無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設（重要港湾）	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム（堤頂高15m未満のダムを除く）	国土交通省
第 28 条	1 号	危険物取扱所	総務省消防庁
	2 号	毒物劇物取扱所	厚生労働省
	3 号	火薬類製造所、火薬庫	経済産業省
	4 号	高圧ガスの製造施設、貯蔵設備	経済産業省
	5 号	核燃料物質※使用施設、廃棄施設	文部科学省 経済産業省
	6 号	核原料物質使用施設、製錬施設	文部科学省 経済産業省
	7 号	放射性同位元素の許可届出使用事業者等	文部科学省
	8 号	薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（動物用医薬品を含む）	厚生労働省 農林水産省
	9 号	高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所	経済産業省
	10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁
	11号	毒性物質取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、平素から施設の状況の確認、安全確保対策等を行うなど適切に維持管理するとともに、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図るものとする。

テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、施設の種別に応じた予防対策を講ずる。

資料編（5-9「市が管理する公共施設リスト」）

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係（法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等※において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

資料編（5－4「備蓄物品等の状況」）

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第147条）

NBC攻撃※による災害への対応など国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服※や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤※や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等※が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地積調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

（備考）本節では、武力攻撃災害による被害の復旧のための各種資料等の整備等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する方法について述べた。また、既存のデータ等を活用する方法として、地積調査の結果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する方法について述べた。

（備考）本節では、武力攻撃災害による被害の復旧のための各種資料等の整備等について、既存のデータ等を活用する方法について述べた。また、既存のデータ等を活用する方法として、地積調査の結果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する方法について述べた。

（備考）本節では、武力攻撃災害による被害の復旧のための各種資料等の整備等について、既存のデータ等を活用する方法について述べた。また、既存のデータ等を活用する方法として、地積調査の結果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する方法について述べた。

（備考）本節では、武力攻撃災害による被害の復旧のための各種資料等の整備等について、既存のデータ等を活用する方法について述べた。また、既存のデータ等を活用する方法として、地積調査の結果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備する方法について述べた。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等※において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体やテレビ、ケーブルテレビ等を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講習会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど配慮する。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保等の教育を行う。

2 個人備蓄の啓発

市は、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品について、日頃から個人で備蓄しておくよう、住民への啓発に努める。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条、第98条）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、わが国に対する弾道ミサイル攻撃※の飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に周知するよう努めるとともに、日本赤十字社富山県支部、県、消防機関

などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

4 国民の協力に関する啓発（法第4条）

市は、住民に対し、住民の避難に関する訓練への参加、避難住民の誘導の援助への協力、避難住民等の救援の援助への協力、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他武力攻撃災害への対処に関する措置の援助への協力、保健衛生の確保の援助への協力について啓発を行う。

第五章 災害時の防災活動

第1節 災害時における防災活動

第1項 災害時における防災活動

第1項 第1款 災害時における防災活動

第1項 第2款 災害時における防災活動

第1項 第3款 灾害時における防災活動

第1項 第4款 灾害時における防災活動

第1項 第5款 灾害時における防災活動

第1項 第6款 灾害時における防災活動

第1項 第7款 灾害時における防災活動

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等※や緊急対処事態※の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

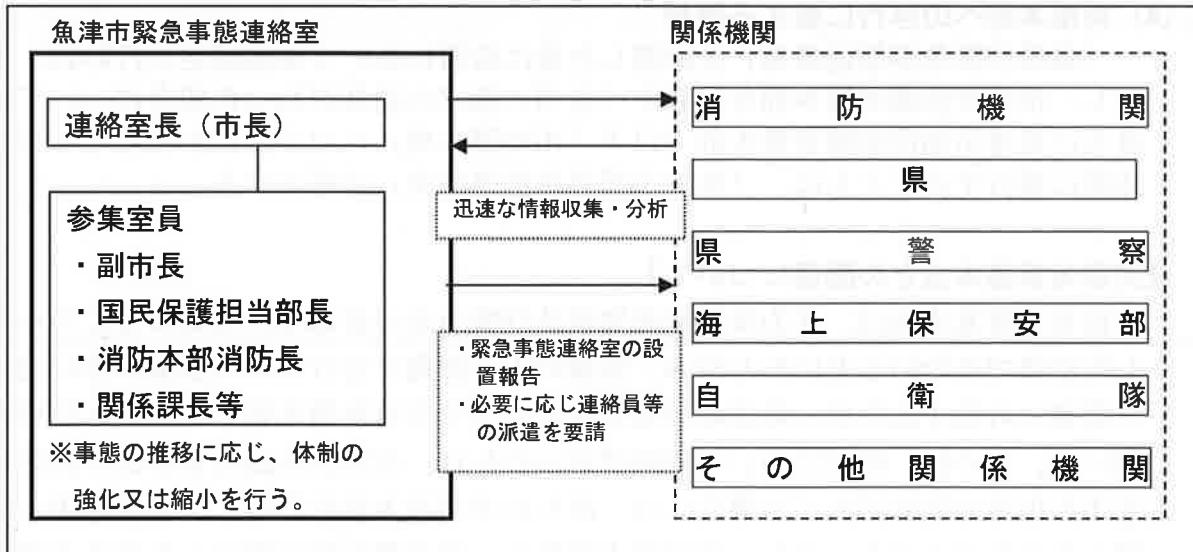
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「魚津市緊急事態連絡室」を設置する。「魚津市緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【魚津市緊急事態連絡室の構成等】<イメージ>



住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「魚津市緊急事態連絡室」は、消防機関及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、「魚津市緊急事態連絡室」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「魚津市緊急事態連絡室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「魚津市緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法※等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置※を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定※がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

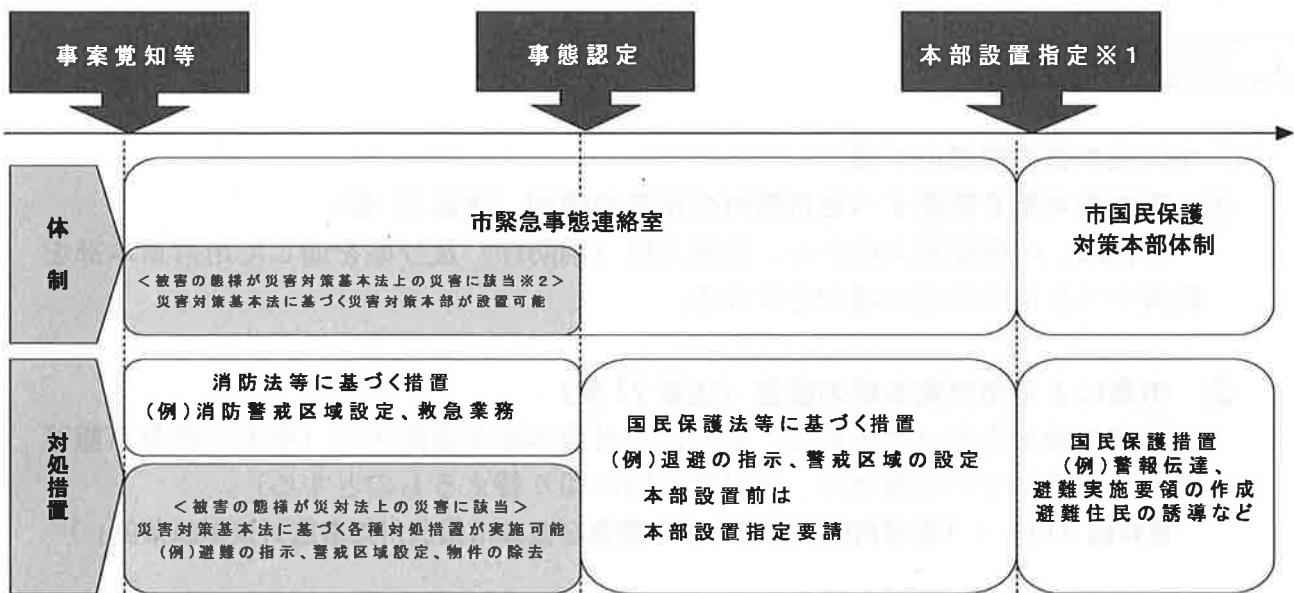
「魚津市緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに魚津市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して新たな体制に移行するとともに、「魚津市緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等※及び緊急対処事態※に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部

課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があつた場合や武力攻撃事態等※の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかつた場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、「魚津市緊急事態連絡室」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知（法第25条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置（法第27条）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

資料編（10－1 「魚津市国民保護対策本部及び魚津市緊急対処事態対策本部条例」）

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、参集基準等（第2編第1章第1の2）の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、市消防本部に市対策本部を設置する。

また、市域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

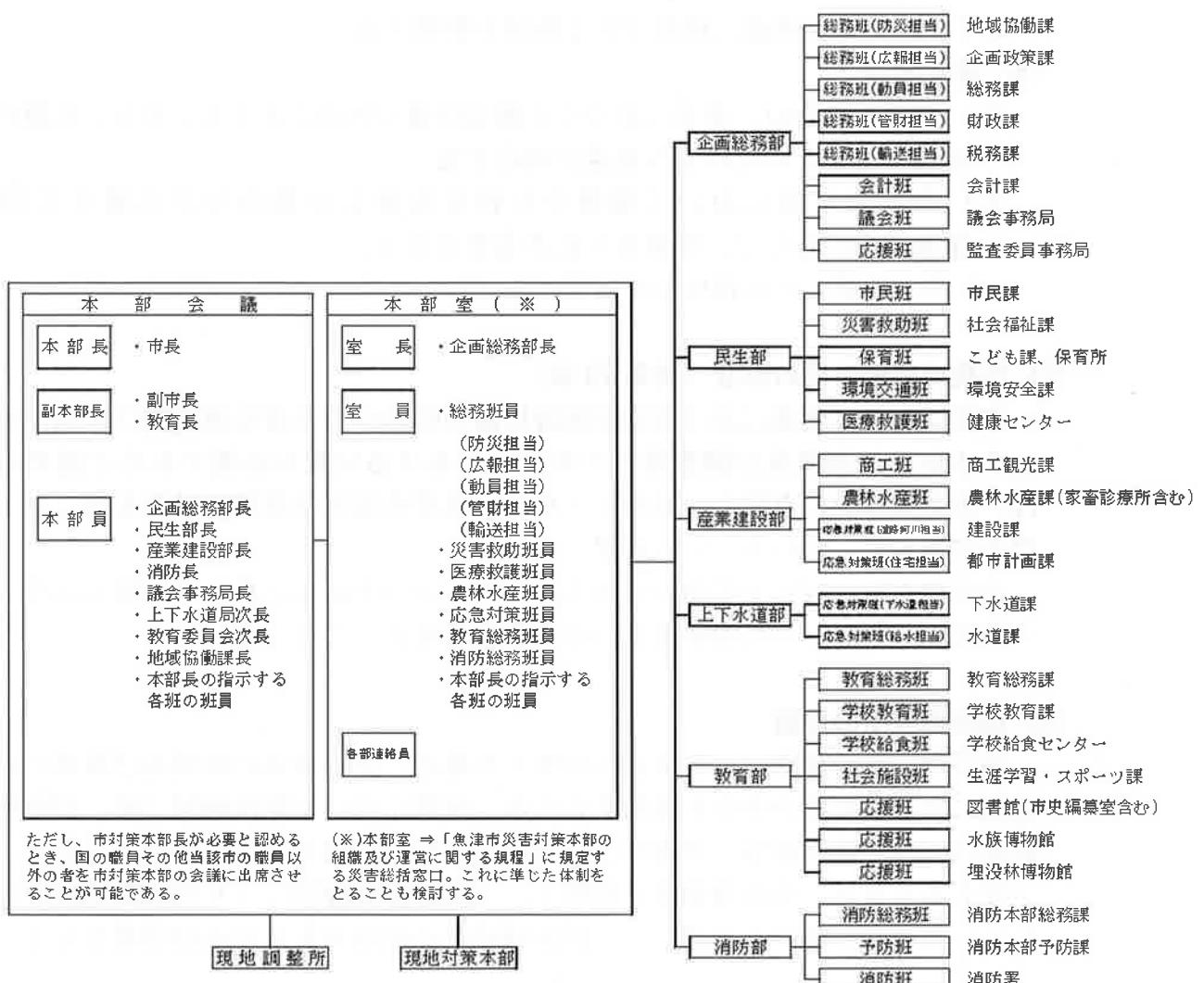
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法第 26 条）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成（法第 28 条）

市対策本部の組織構成は以下のとおりとする。

▽ 【市対策本部の組織構成】



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等※において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等※において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を行う広報責任者を設置する。広報責任者は、情報広報班から選任するものとする。

② 広報手段

広報誌、ケーブルテレビ放送、テレビ・ラジオへの資料提供、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

(5) 市現地対策本部の設置（法第28条）

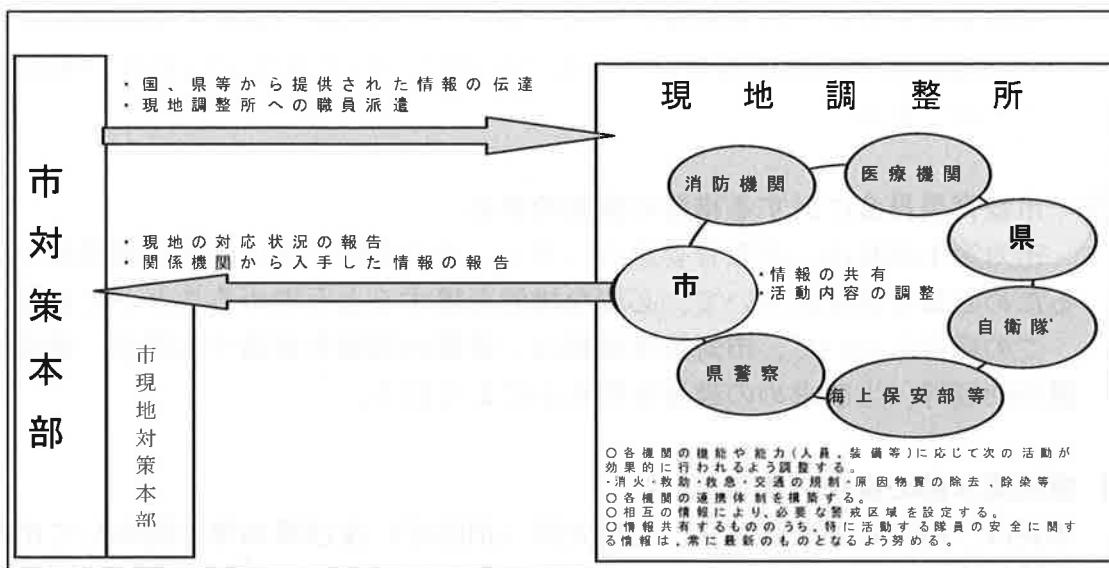
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、魚津市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



(7) 市対策本部長の権限（法第29条）

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国並びに指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請する。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に關し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止（法第 30 条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、インターネット、LGWAN※（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線、若しくは、移動系市防災行政無線、携帯電話等の移動系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域※、避難先地域※等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等※における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部、及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

市は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（法第16条）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関※の長又は指定地方行政機関※の長への措置要請（法第16条）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関※、指定地方公共機関※への措置要請（法第 21 条）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法第 20 条）

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣※）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

資料編（11－6 「自衛隊の国民保護等派遣要請依頼書様式」）

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法第 17 条）

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求（法第 18 条）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託（法第 19 条）

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託

を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第151条～第153条）

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うことができる。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法第17条）

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条）

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等※におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請（法第4条、第70条、第80条、第115条、第123条）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等※において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等（法第47条）

(1) 警報の内容の伝達

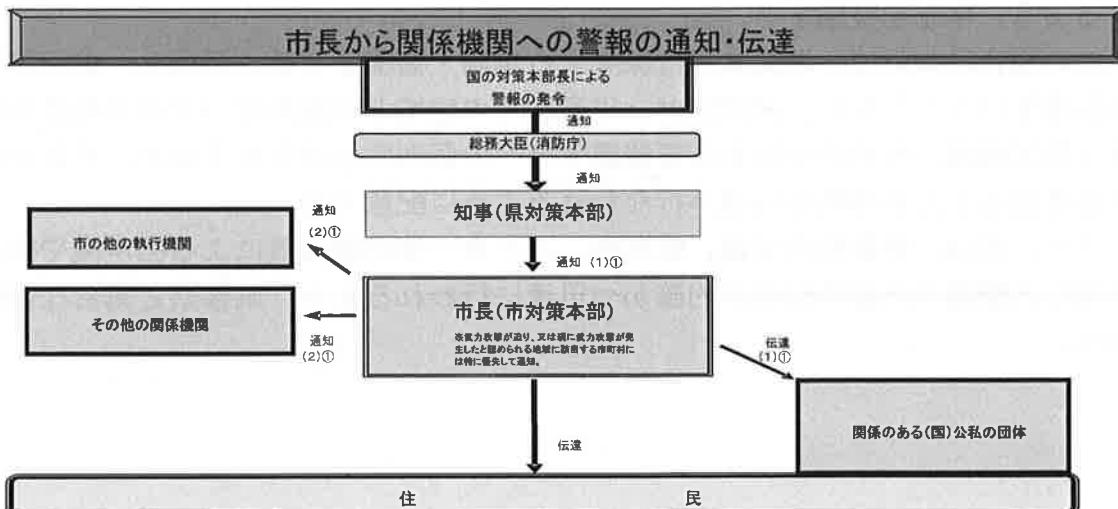
- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、社会福祉施設、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、病院、学校、大規模集客施設など）に警報の内容を伝達する。

資料編（8-5「伝達先一覧」）

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ【<http://www.city.uozu.toyama.jp/>】に警報の内容を掲載する。

▽市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※ 市(町村)長は、ホームページに警報の内容を掲載。
※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、市が保有する各種の伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレン※を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等※において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、ケーブルテレビ、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃※のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により警報の内容が送信される場合は、本市内の同システムを用いた瞬時の情報伝達が可能な地区については、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態※及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知（法第 99 条・第 100 条）

～（法第 99 条抜粋）～

県は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報を発令しなければならない。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

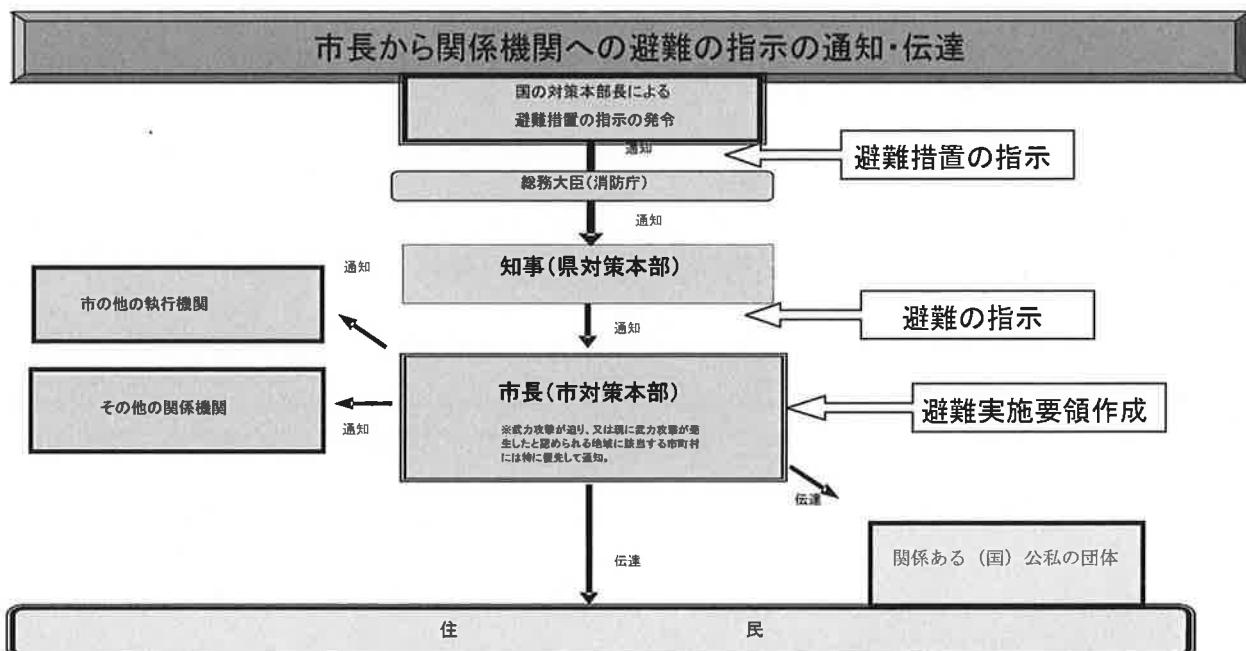
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領※を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達（法第54条）

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

▽避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定（法第61条）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

資料編（5-5「避難実施要領のパターン」）

【避難実施要領に定める事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の項目

① 要避難地域※及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者※への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 災害時要援護者※への対応
災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

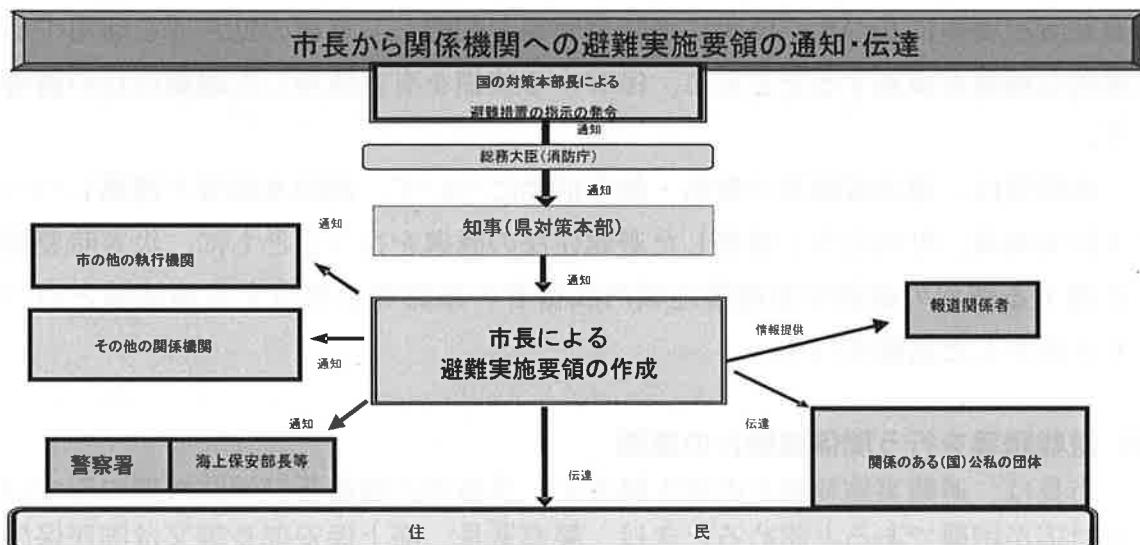
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等※における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私 の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長、自衛隊地方協力本部長、その他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導（法第62条）

（1）市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章※等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（2）消防機関の活動

消防本部等は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部等と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

（3）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、町内会、社会福祉協議会、民生委員、社会福祉事業者等と協力し、災害時要援護者リストを活用するなどして、災害時要援護者への連絡、移動手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずして要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき十分な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する方針」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、その管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

1 救援の実施（法第76条）

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設※（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

資料編（5. 「避難及び救援に関する資料」）

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社富山県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、同支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資※の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

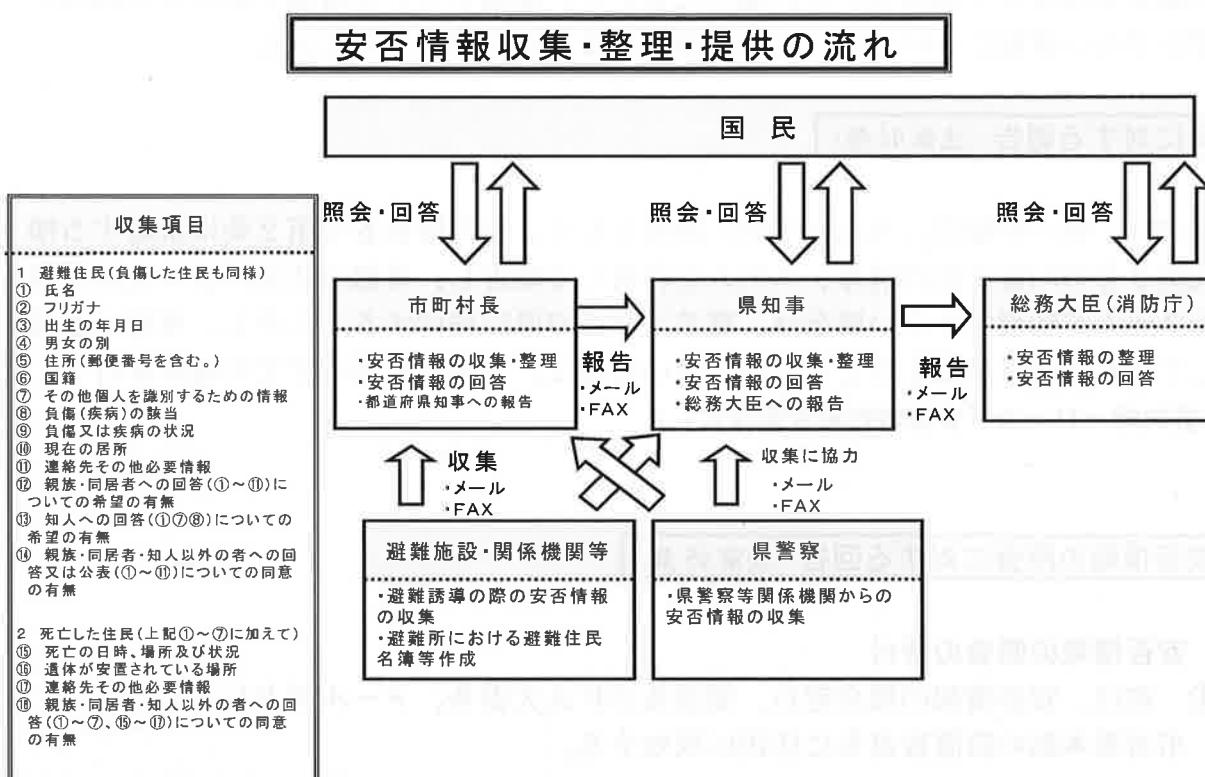
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

▽安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集（法第94条）

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を利用するなどして、安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

資料編（11-1 「安否情報収集様式」）

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告（法第94条）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編（11-2「安否情報報告書様式」）

3 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部の設置後直ちに住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編（11-3「安否情報照会書様式」）

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編（11-4「安否情報回答書様式」）

（3）個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

市は、日本赤十字社富山県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害※への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃※による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるとときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないこととされており、消防吏員等は、この通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示（法第112条）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラ※や特殊部隊※による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（例）】

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると想定されるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、市長が退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、市長は退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。なお、市長は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も知事に通知し、市は同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職・団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等※においては、必ず特殊標章※等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定（法第114条）

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があ

ると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則（法第193条）を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等（法第113条）

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させ

るおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講すべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用し、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部等は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊※等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合は、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊※の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消

防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ※の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職・団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章※等を交付し着用せるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設※などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

※市が管理する施設のうち、法令で定める生活関連等施設は現在のところない。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条）

(1) 危険物質等※に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

資料編（6－1「危険物質等の種類及び市長が命ずることができる措置一覧」）

(2) 警備の強化及び危険物質の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)に定める措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等（法第107条）

市は、N B C攻撃※による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ず

る。

① 核攻撃等（ダーティボム※を含む）の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察や県厚生センター等と連携して消毒等の措置を講ずる。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染※等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置（法第 108 条、第 109 条）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限行使する。

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告（法第126条、第127条）

- ① 市は、電話、防災行政無線をはじめ、富山県総合防災情報システム※、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、被災情報の収集にあたっては、消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報を収集し、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

資料編（11-5「被災情報報告書様式」）

- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域※における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画※に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

また、避難が長期化する場合は、特にエコノミークラス症候群※の予防に留意する。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画に準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理（法第124条）

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」等を参考に、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

資料編（7-1「ごみ処理施設一覧」）

3 文化財の保護（法第125条）

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民族文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合は、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を、県を経由し文化庁長官に連絡する。

(2) 市指定文化財等に関する命令又は告知

市教育委員会は、(1)①の場合において、市指定文化財等の所有者等に対しても当該文化財等の被害を防止するために必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等※において、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国・県等と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

市は、武力攻撃事態等※において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売り惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等（法第162条）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等※において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

市は、管理する道路、河川及び漁港等、公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約※及び第一追加議定書に規定する特殊標章※及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

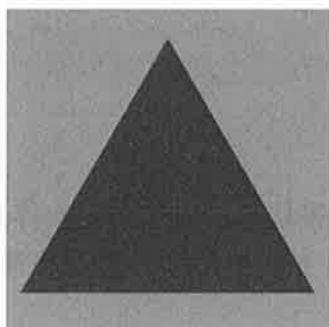
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余白）	身分証明書 IDENTITY CARD	（黒い正三角形）
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____	性別/Male/Female _____	
生年月日/Date of birth _____	年齢/Age _____	
この証明書の保持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____.		
交付等の年月日/Date of issue _____	証明番号/No. of card _____	許可権者の署名/Signature of issuing authority _____
有効期限の満了日/Date of expiry _____		

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪型/hairstyle _____
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information _____		
血統/Blood type _____		
所有者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印/Stamp _____	所有者の署名/Signature of holder _____	

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、国の定める特殊標章等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

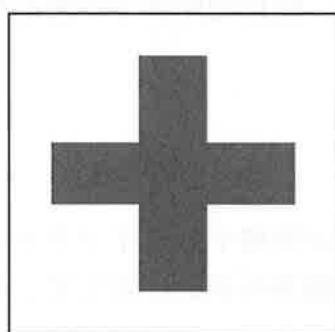
- ・ 国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防職員
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章※等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



(白地に赤十字)

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（法第139条）

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

資料編（5-9「市が管理する公共施設リスト」）

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに北陸総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（法第140条）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法第141条）

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

（1）国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがつて県と連携して実施する。

（2）市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

資料編（5-9「市が管理する公共施設リスト」）

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法第164条、第168条）

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等※において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法第159条）

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償（法第160条）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第161条）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態※については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等※におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置※の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等※への対処に準じて行う。

その際、語句を次のように読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	⇒ 緊急対処事態
国民保護措置	⇒ 緊急対処保護措置
魚津市国民保護対策本部	⇒ 魚津市緊急対処事態対策本部
武力攻撃	⇒ 緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	⇒ 緊急対処事態における災害

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等※における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

